

うえの事務所通信 VOL.62 R8.10.30



季節としては秋なのにずいぶん暖かい日が続いているなあと思っていたら、ここ数日急に冷え込みが厳しくなり、何を着たらいいのかとあたふたしています。秋が深まるにつれ空気も乾燥してまいりますので、お風邪など召されませんよう皆様どうぞご自愛ください。

事務員 A・F

AI が書いた法律文章は「半分本当で半分嘘」



弁護士　上野俊夫

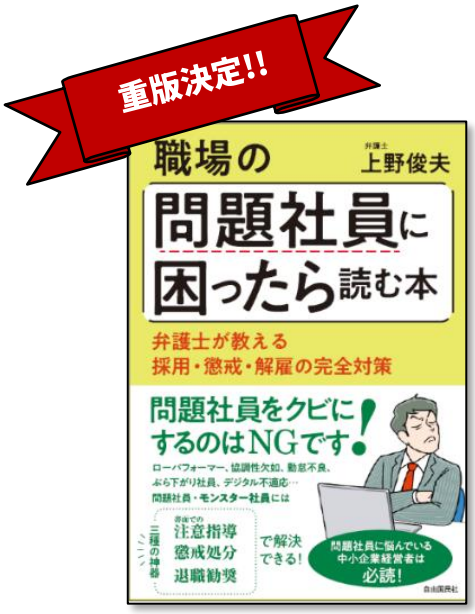
最近、AI を使ったサイバー攻撃のニュースが大々的に報道されています。また、Claude を開発したアンソロピック社が米国で上場する話もあり、AI の発達は目覚ましいですね。

ところで、最近、労働事件を受任して、弊所が書面を作成し社員に通知を出すと、相手方に弁護士がつかない場合、ほぼ全ての案件で ChatGPT 等の AI を使って作ったと思われる回答が本人から返ってきます。回答は LINE で来たりメールで来たり書面で来たりと様々です。どうして AI と分かるかと言いますと、一見論理的にもっともらしいことが書かれていて非法律家が書ける文章ではないですし、また、結論及び理由３つ等の AI らしい構成となっているからです。「あっ、これは AI を使って書いているな」と一目見て分かります。皆様も同じように感じたことがあったかもしれません。

こういった AI が作った法律文章には嘘や間違いも結構混じっています。例えばこちらが「解雇の撤回兼就労指示」をしたところ、AI の文章では「解雇の撤回はできません」などと紋切り型に返ってきます。確かに撤回ができない場合もあり AI の文章は半分本当ですが、労働者が解雇の有効性を争っている場合、真摯な解雇撤回がされれば社員は就労義務を負いますので、半分嘘です。こちらとしては解雇撤回をした後の労働条件について話をしたいわけですが、「撤回はできません」とそればかり主張されて議論がかみ合いません。本人も大して意味も分からず、AI の言ってきたとおりに LINE 等を送ってくるので交渉が暗礁に乗り上げることがあり、こうなると大変です。というのは、労働事件は多くの場合、長期化すればするほど会社の賃金支払額などが増えて会社に不利だからです。交渉が上手く捗るよう本人が AI に読ませても誤解されないような書き方をする必要が出てきます。

このように、自分の専門分野では AI の言っていることが嘘や間違いだとわかるのですが、他の分野では分かりません。私にとって代表的なのは薬です。自宅に、以前クリニックで処方された薬の余りがある場合、体調が悪くなった時に「○○（余っている薬の名前）、○○の症状に効く？」と AI に聞くことがあります。AI は「私は医師でないので」と留保をつけるものの、効くかどうか教えてくれます。自分の専門外のことなので安易に信じてしまいそうですが、この回答も本当かどうか怪しみながら読む必要がありますね。本当につらい時は家にストックされている薬に頼らず医師の診断を受けないといけないと思っています。薬のことは医師に相談するのと同じように、社員から AI で作った法律文章が届いたら、もっともらしく見えても鵜呑みにせず、弊所にご相談いただければと思います。

出版書籍のご案内



職場の問題社員に困ったら読む本

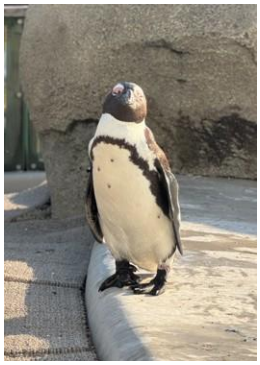
弁護士が教える採用・懲戒・解雇の完全対策

著者　：弁護士　上野俊夫
出版社：株式会社自由国民社
発売　：令和７年12月15日
価格　：1,900円(税抜)

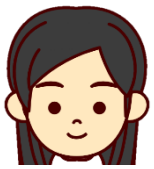
Amazon 購入ページ
はこちら

・・・ひとりごと・・・

先日、仙台へ旅行に行き、うみの杜水族館を訪れました。
三陸の海を再現した大水槽や、生き物を間近で観察できるスポットがあり、子どもも大人も楽しめる、とても見ごたえのある水族館です。
特に写真に写っているペンギンたちに直接エサをあげられるペンギンフィーディングタイムというイベントは、素早く泳ぎながらエサの魚を取りに来る様子が間近で見られて大人の私も大興奮でした。



また、近くには大型遊具のある公園も併設されており、生き物を見るだけでなく、公園で体を動かすことができるのも、家族連れには嬉しいポイントでした。
東日本大震災の復興のシンボルとして開館したうみの杜水族館への訪問は生き生きと過ごす生き物たちの姿に復興への希望と命の力強さを感じられる、とても印象深いひとときとなりました。



事務員 R・H

みなさまも、仙台へお出かけの際は、ぜひ足を運んでみてください。

上野労務経営法律事務所
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者　弁護士上野俊夫
〒374-0024　群馬県館林市本町2-2-14　アドホック館林2F
TEL　0276-56-4736　FAX　0276-56-4735
EMAIL　info@uenolawoffice.com　URL　https://uenolawoffice.com
本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します